

総合科学技術会議
第 6 3 回評価専門調査会議事概要（案）

日 時：平成 1 9 年 3 月 2 9 日（木）1 6：0 1～1 7：2 9

場 所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 1 特別会議室（1 1 階）

出席者：奥村会長、本庶議員、原山議員

伊澤委員、垣添委員、笠見委員、加藤委員、川合委員、
久保田委員、小林委員、手柴委員、土居委員、中西委員、
西尾委員、平澤委員、古川委員

欠席者：相澤議員、薬師寺議員、庄山議員、郷議員、金澤議員

小館委員、平野委員、本田委員、宮崎委員、虫明委員

事務局：大江田審議官、川口参事官他

議 事：1．開 会

2．評価専門調査会（第 6 2 回）議事概要について

3．評価システム改革の推進について（議事 1）

4．「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」の評価
について（議事 2）

5．閉 会

（配布資料）

資料 1 評価専門調査会（第 6 2 回）議事概要（案）

資料 2 「評価システムの改革」の推進に向けた今後の検討の進め方につ
いて（案）

資料 3 「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」の評価
について（案）

（机上資料）

「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」について
（平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日）

「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」のフォロー
アップ結果（平成 1 8 年 1 0 月 5 日）

国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 1 7 年 3 月 2 9 日）

科学技術基本計画（平成 1 8 年 3 月 2 8 日）

分野別推進戦略（平成 1 8 年 3 月 2 8 日）

議事概要：

開会

【奥村会長】定刻になりましたので、ただいまから第63回の評価専門調査会を開会させていただきます。

本日の議題は、大きくは2つでございます。評価システム改革の推進についてと、スーパーコンピュータの開発利用の評価についての2つでございます。

それでは、初めに、事務局に資料の確認をさせていただきたいと思います。

事務局から、配布資料の説明が行われた。

評価専門調査会（第62回）議事概要について

平成19年2月26日開催の評価専門調査会（第62回）の議事概要（案）について、確認が行われ、承認された。

評価システムの改革の推進について（議事1）

【奥村会長】それでは、議題の1に入りたいと思います。関係資料は資料2でございます。

本日は、前回のご議論を踏まえまして、事務局において前回案の修正を行っておりますので、まずは資料2につきまして事務局の方から説明してもらいます。

では事務局、お願いします。

事務局から、資料2について説明が行われた。

【奥村会長】それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、最初にご質問、それからその後ご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【土居委員】前回失礼しておりますので、伺いたい点が1つあるのですが、ここで取り上げます検討の方向のところ、まず出てまいります「当面、研究開発課題の評価を中心とした検討を行う」という、この研究開発課題というものがどのようなものを指しているのかということ、教えていただきたいのですが。

【川口参事官】事務局からお答えさせていただきます。

こちらで使っております研究開発課題という言葉でございますけれども、これは、大綱的指針の中で使っております研究開発課題と用語をそろえてございます。

お手元の机上配布、緑色の大綱的指針の19ページをごらんいただければと思います。19ページの評価対象別の留意事項というところでございますけれども、ここで研究開発施策とか研究開発課題とか、各々の記述がありますが、ここがございますように、研究開発課題は、研究者等が具体的に研究開発を行う個別のテーマであるということございまして、その次のパラグラフを見ていただきますと、公募により複数の候補の中からすぐれたものが競争的に選択され、実施される「競争的資金による課題」というもの、それから、国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による課題」、3つ目としまして、研究開発機関に経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による課題」に区分されるということで、このようなものを研究開発課題と位置づけているということでございます。

【土居委員】そういうことだと理解しているのですが、そうしますと、要するに各省のもと、あるいはそのもとでの独法で扱っているものが山のようにあります。その山のような中からサンプルをどのように抽出してくるかということは、どこかで明らかなのでしょうか。

【川口参事官】資料2の中では、具体的にそこまでは何も記述はしておりません。事務局側といたしましては、今申しましたように、大綱的指針の中で3つ、この研究開発課題というものを分けておりますけれども、できるだけこの3つを見られればなということは考えております。ただ、実際にヒアリングをする際に、具体的な事例についてということになりますと、今、土居先生が言われたように、非常に膨大な研究開発課題が実施されておりますので、幾つか、当然具体例というものを挙げてヒアリングを行うということになるかと思えます。それを具体的にどのように対象を絞るのかということについては、評価専門調査会側から具体的にこういうものという個別に名指しをして指定することができるかということ、なかなか難しいのではないかと考えてございまして、具体的なやり方については、会長ともご相談をさせていただく必要があるかと思えますけれども、今の3つ申しましたものがございますので、こういうものが網羅されるようにという注をつけた上で、ヒアリングの対象となるところが決まった後は、ある程度はお任せをしてやらざるを得ないのかなとは考えております。

【土居委員】多分、その山のようなものの中からサンプルを探し出すと言っただけはおかしいのですが、引きずり出すということは大変難しいことだと思いますし、評価をこちらがやるわけですから、要するに先方に任すわけにもいかないでしょうから、なかなか悩ましい点があるかと思いますが、どうぞその辺はご検討いただければと思います。

【奥村会長】ありがとうございました。ほかに。

【久保田委員】同じような意味で質問させてください。

「先駆的な取組事例」というのが2カ所ほど出てくるのですが、この言葉の意味なのですが、これは評価活動がうまくいっているものという意味なのでしょうか。

【川口参事官】実は、前回もこの言葉について、たしかご議論といたしますが、ご意見があったかと思うのですが、いわゆるグッドプラクティスというようにとらまえていただければと考えております。つまり、この項目として取り組みと、その成果というようなことが(2)のところに書いてございますが、すぐれたという言い方をするのちょっと適切ではないのかもしれませんが、いわゆる効果が出るような取り組みが行われているような事例があれば、そのようなものを先駆的な事例として整理をしてはいかがかということでございます。

【久保田委員】ありがとうございました。

【本席議員】先ほどからの御指摘のように、山ほどある中で、やはり金額的に大きいものとか、例えばこの評価専調でやって、それが完了したものとか、やはり重要なものでやらないと、余り小さいものでやっても意味がないのではないかなと思います。

【奥村会長】ご指摘のとおりです。

【伊澤委員】1ページ目の真ん中辺に「研究開発施策の評価等については……改めて検討を行うこととする」と書いてございます。この「改めて」というのはどういう意味でしょうか。

【川口参事官】そのすぐ上のパラグラフにございますように、当面、まずこれまでの評価の取組み方といいますか、取組みの状況を考えると、研究開発課題についての評価を対象にしてやろうということで、その上に書かせていただきました。今のご指摘がございました研究開発施策の評価等についてということにつきましては、その状況を見ながら、改めて、いつやるのかということも含めて検討していったらどうかという趣旨でございます。

【奥村会長】よろしいですか。

【伊澤委員】とりあえず質問ですから。

【原山議員】そうですと、タイトルは評価システムの改革の推進というわけですが、そうすると、評価システムの中の本当に一つのパートしかとらえないわけであって、タイトルと合わなくなってしまうような気がするのですが、それが1点です。

それから、先駆的なというお話でもって、グッドプラクティスという話ですけども、何を基準にしてグッドプラクティスと呼ぶのかという基準がここから読み取れない。ここで何を対象として日本の現状を把握する、写真を撮ると

いうならいいのですけれども、そこから何をもって良い評価、何をもって問題がある、課題があるというふうにしていくのかというのが全体像を見ただけじゃなかなかできない。ほかの国、OECDもそうですが、いろいろな評価に対するいろいろな研究が既になされていて、その辺も引っ張っていきながら日本の状況を把握するのであればわかるのですけれども、その辺のところがよくわからないのです。どういうやり方をするのか。

【奥村会長】まず、少し復習ですが、今のご質問とも関係しますけれども、そもそもの出発点は、2年前に出たこの大綱的指針が、果たして現実的にどれだけ有効に機能しているのかということを検証しようということです。必要があれば改正案をつくってこれに折り込んでいく、それがそもそもの原点であります。

先ほどものご質問がありますように、施策、あるいは機関等の評価をどうするのかということですが、個別のプロジェクトの上位にある施策について評価するに当たっても、まずは足元からきちんと現実を見て、それから機関なりプログラムなりを評価していったらどうかということで、原山先生、それからほかの先生方の質問に対する一つのお答えといたしますか、考え方を示しております。

それでは、次にご意見がありましたらどうぞ。

【西尾委員】意見ですけれども、今の点に関連して、会長から、この大綱的指針が円滑に実施されているかということに加えて、昨年、本年度のこの評価専門調査会の活動の方針みたいなものが出された際に、以前に科学技術会議がまず存在していたときに、研究評価 あのところはまだ正規に行われていなかったのですが、そのひな型だとかいうものが出されて、研究評価をやるならこんなふうにやったらいかがですかというものが出された。そういうのを一つのモデルにしながら、各機関で研究評価の仕方がさまざまでしょうと。それで、苦労しているところと、スムーズに軌道に乗っているところがあるでしょう。スムーズに軌道に乗っているところの事例を、こういうところでヒアリングして、そのいいものを各機関にPRして、全体の評価の底上げを図るということも狙いにあるのではないかと。私は、どうせおやりになるならば、そういう視点でここではやるべきではないかと。

それで、あなたのところは悪いのだからと言って、ここで絞り上げるようなことは避けるべきで、先ほど本庶議員の方から、多額の金を使ったビッグプロジェクトでないと意味がないということもあったけれども、そういうものに加えて、経常研究費で小規模なものでも、その機関として評価をどういうふうにするか、スムーズにやっているかと、そういう事例もまた大切だと思うのです。だから、研究の成果の評価ではなくて、評価のシステムのいい事例を集めるということ

を主眼に置いていただきたいと思います。

【奥村会長】どうもありがとうございました。そのとおりでございまして、少し言葉の誤解を招いているかもしれませんが、ここで申し上げていることは研究開発課題の成果の評価ではないということです。その評価の仕方を評価する、見る、そういう意味です。

【川口参事官】言葉じりで大変申しわけありません。今回行おうとしていることは、ヒアリングは行わせていただきますけれども、評価するという事ではないということを事務局としては発言させていただきたいと思います。というのは、私どものこの任務といいますか、ミッションが一つは国家的に重要な研究開発の評価ということ、それから、もう一つは評価のルールづくりということで大綱的指針に代表される作業をやっておりますけれども、むしろこの評価システムの改革の推進に向けた検討というものは、評価のルールといいますか、そちらの方に関係してくるものだと思いますので、今回、具体的な事例についてヒアリングをさせていただいて、課題があればということで中身に書いてありますけれども、ヒアリングの対象となったところについて、今回のこの作業で評価をして何か指摘をしようと、こういうことではないということをご留意いただければと思います。

【奥村会長】ほかにご質問、ご意見はありますでしょうか。

【笠見委員】基本的には我々のやることは評価システムの改革なので、入り口はまさにこのとおりだと思いますし、前回いろいろ議論させていただいたものがこの中にうまくバランスよく基本的には入っていると思います。特に一番最後のページの(2)の評価の質の向上の中で、単なる最後の評価ではなくて、研究開発の目標を設定したときにどう評価したのか。あるいは各実行フェーズでどうだったのか。結果としてどうだったのかということをつとめて、評価者の選定方法も含めて、あるいは評価者の権限、責任の明確化も含めてやるということは非常に重要だし、是非やらなければならないと思います。先ほどから議論になっているように、どのテーマを選ぶかということが結構大変で、これは是非見識を持ってやっていただきたいと思います。

【奥村会長】ありがとうございます。

【中西委員】前提としてお伺いしたいのですが、どんなプロジェクトでも、一旦、研究の土俵に立つと、こういうことを知りたいとか開発したいということから研究しているわけですから、研究のあり方ということに関しましては同じだと思っております。たまたま大規模な設備が要るので大きな予算が必要なプロジェクトであったり、既存の設備でできる小さな額の研究であったりしても、研究者側からすると、国からもらうお金で同じように研究をしていることになるかと思っております。

今、科研費では非常に厳しく評価をやり始めているところですが、文科省の助成する研究でも、同様に、大小どんなプロジェクトでも一度、研究という土俵に立ったら平等だと思います。ですから個々の研究について厳しい評価をして、その中で大きな予算を使うものがここで評価対象として出てくると理解してよろしいのでしょうか。今、ともすると大型プロジェクトは別個の研究として扱われているような印象を受けます。

例えば文科省から出てきたプロジェクトでは、その省庁の中で持っている評価法ですべての研究が同じ土俵で評価される、また他の省庁でもその評価システムを用いて内部で研究評価が平等にされる、それらを踏まえた上での評価方法についてここで評価するわけでしょうか。つまり前提として各省庁内では各研究を平等に扱っており、その上でこれらの評価法についてここで扱うというふうに理解してよろしいでしょうか。

【奥村会長】どうでしょうか。事務局、今のご質問に対して何かありますか。

【川口参事官】先ほど少しご説明しましたように、ここはいろいろな省庁とか機関で行われている評価のやり方を評価しようということではなくて、実態、実情を把握した上で、評価がきちんといくためには、今どういう課題があるのかということの中から見つけ出して、それを解決していくためにはどうしようかということ提言として出していこうということでございます。

【大江田審議官】少し補足しますと、この大綱的指針が出ましたのが17年3月29日ということで、ほぼ2年たっておりまして、私どもの方にもいろいろと情報は入ってきていますが、各省庁、この2年ほどで随分いろいろと工夫されているというふうにお聞きしていますので、どのような工夫がされているかというのは、この時期にこの場で少し整理をして、まず皆さんでしっかりその状況を認識し合った上で、いろいろと取り組んでいきたいということをお考えをしております、その場を是非早く作っていきたいということです。しかしながら、全部をやるわけにはいかないの、我々も時期的に考えて2カ月ぐらいでということで、一応6つぐらいを考えて今提案しているという状況です。ですから、今、各省庁が工夫されて、フロントラインで一番工夫されている、そういったところも含めてご紹介いただこうかなというふうに思っている次第です。

【土居委員】そうしますと、各省が、あるいは各省傘下の機関が、この大綱的指針にのっとなって、文部科学省の場合ですと文部科学省の科学技術・学術審議会のもとで、要するに各省がそれぞれ指針を作っているわけです。したがって、それぞれが、この大綱的指針にのっとりながらも各省独自の考えを入れて、その指針を作っている。その指針の説明と申しますか、各省の全部の機関というわけにはいきませんから、それも各省の考え方をまず伺うことも重要ではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

【奥村会長】そういう点もこの中に入るわけです。

【土居委員】入っているのですか。各研究課題だけではなくて。

【奥村会長】ですから、例えば文科省をお呼びするときには、文科省本省としてはどのような考え方で実施しているか、そういう点を含むつもりであります。

【土居委員】わかりました。

【平澤委員】少し言葉はきついかもしれませんが、10年前に設定した大綱的指針を設定するときの議論を聞いているような気がします。それ以降、この課題に関しては、ファンディング機関が非常に苦労しながら随分改善してきているわけです。それで、ここの別紙にある各項目に相当するようなことは、一通りといえますか、形はできています。ただし、対象に合わせて適切な設定の仕方になっているかということ、その辺は問題がある。その問題になっている部分というのは何かということ、今回検討しないことにした制度の方です。制度づくりがしっかりとできていないから、制度に見合った課題という形になっていないわけです。ですから、課題だけを取り上げて課題を評価する仕方、これは結局は制度にのっとって評価していくわけですから、よくプログラムレベルの検討をしないといけないわけです。それを置いておくというのは一体どういうことなのか。これは10年前にさんざん議論し、それから2000年、特定行政法人としてファンディング機関が独立した後、3年ぐらい、こういう議論は非常に苦労してやりました。それで一通りのものができたのです。

それで、今彼らが直面している問題はなにかということ、制度を改善していくということです。例えば昨日でしたか、NEDOで研究開発の評価委員会がありましたけれども、そこで3つ、彼らが展開している制度を評価するという、こういうことを議論しました。ここのところが今、各ファンディング機関の中では最も重要な課題になっているわけです。ですから、プロジェクトを評価するという点は一通りはでき上がっている。もちろん、今言いましたように、それは完全な形ではないわけですが、別紙に書いてあることぐらいだったら、3日もあれば私はレポートを作ります。

【奥村会長】事務局、何か今の平澤先生の意見に対して補足することはありますか。

【川口参事官】反論ということではないのですが、こちらでまず研究開発課題の評価を取り上げて、こういう取り組みの実際の状況と、その効果を把握しようということですが、当然研究開発課題の評価がどういうやり方で行われているのかといえますか、何に基づいて行われているのかということを見ると、それぞれのところで評価の仕組みなり制度なりといったものをつくって、その制度に乗っかって行われているということになるわけだと思います。

それで、ここに書いてあるような質の向上とか効率化、あるいは活用という

ものがうまくやられていないということであれば、それは、先ほど原因が何なのかということも整理をしていこうということをお願いしたけれども、中には、例えば制度というようなこともあるわけでございまして、課題を掘り下げていく中では、制度の改善ということに当然ぶち当たっていく可能性はあるのではないかとこのように思います。

【川合委員】先ほどからご意見を伺っていて、評価の中に丸く閉じこもった議論ではないところへ足を踏み出していこうというご意見が随分たくさん出ていて、私も同感なのですが、実際に個別の評価のシステムに関しては、先ほどどなたかが発言されたように、もう毎年ずっと同じことを繰り返してきているのです。それで、むしろ数年たって、それでは、もっと大きな科学施策を決めていくところに対して、この評価の結果をやはり上げていかなければならない時期が来ていると思います。評価制度だけではなくて、本当は何のために評価しているかと考えたら、いいシステムをつくるためにチェックをしているわけですから、そこはやはり何らかの提言が上がらないような評価システムは余り意味がないのではないかと思いますね。先ほど、原山さんだったか中西さんだったか、どちらかが発言されたと思いますが、個々の課題に関しては個々の研究者が精いっぱいやっているわけで、それは幾つかのシステムで評価されているわけです。そちらの方はむしろ健全に行われているような気がしております。ここ数年で随分評価のやり方が整ってきたような気がしております。むしろ、その全体をどういうふうにこれからリテライズするか。細かいことから言えば、例えば競争的資金と基盤的資金が、今バランスが大分問われている中で、評価システムの中からそういう問題に対する答えも上がってくるだろうし、もっと大きな問題に対する何かヒントを拾い上げていくというのが一番大事なことで、それを拾い上げられないような評価システムであるとすれば何か悪いのでしょうか。だから、そういうことをしっかりと見られるような活動を是非、心がけていただきたいと思います。

【奥村会長】ありがとうございます。

【伊澤委員】今、この提案ですと、研究課題の評価の実態調査をやるということだと思っておりますが、どうせ実態調査をやるのであれば、施策の評価の実態調査もあわせてやった方が効率的で、少なくとも私の経験では、いろいろ省庁の評価をやっていますと施策の評価の方が問題なのです。一体これは何のためにやっているかということが実はあいまいで、研究そのものは一定の成果を出しているということが多いので、そういう議論は余りやってもしょうがないのですが、少なくともここでは改めてやるということではなくて、2つの、課題の評価と施策の評価の実態調査を平行にやるという方が効率的ではないかと私は思います。

【奥村会長】ありがとうございます。

少し頭の整理をしておきますと、要するに施策でも、それから課題でもそうですけれども、その内容そのものをここで評価するのではないのです。ですから、そこが非常に難しいところです。この評価の仕組み、システムを現状どうなっているのかということを見て、より改善すべき方向性を見出そうと、そういう役割としてここをとらえていますから、そこをどう切り離して、どうあわせて評価していくのかというのは、これはもう少し考えないと混乱する可能性もあるのではないかと思います。

【古川委員】前回の議論も含めて、今回もそうですが、施策の評価をした方がいいという意見はありますが、実際問題としては、最終目標は施策の評価に持ち込んでいこうと。しかし、その前段階で課題の評価をしていこうというのが事務局原案で、私はそれを理解しているのは、やはり大綱的指針に基づいて各省庁がいろいろ課題を評価している。これは実態があるわけです。しかし、それがどういうふうになっているかがなかなか見えないから、今回とりあえずヒアリングだとか書面調査をして、そして課題ごとの評価をまずパターンニングして幾つかのパターンに分ける。そして、パターンに分けたらば、できたらモデルにする。そういうようなことがまず終われば、その次に施策の評価というのできるのだろうという、そうシリアルに考えているのだろうと私は思います。そこをパラレルにするのも一つの案ですが、やはり時間的な制約、年度計画を考えた上で、事務局としてシリアルにとりあえず考えていこうということであれば、私は、今回のこの評価のアウトカムをパターンニングとモデル化というふうに置いたらどうかと思います。

【奥村会長】事務局、コメントありますか。

【大江田審議官】少し私たちの説明が良くなかったのですけれども、先生が言われたとおりのことを考えております。まず足場というか、足もとのところからと議論したいと思っています。まずパターン化ということに関して、フロー図という言葉が出てきておりますけれども、例えばある省庁でも、いろいろな研究所を持っておられて、幾つものパターンがあるということがわかってきておりますので、そういうことをこの時期にしっかりとある意味で整理しておかなければいけないだろうということで、それをまず先にやった後、施策に及んでいくというような、そういう形で順番に進めていきたい。ただ、なるべく早く進めたいと思っていますので、それらのパターンニングは非常に大事ななと思いますけれども、まさに古川先生が言われたとおりのことを考えております。

【平澤委員】課題を展開するときのパターンというのが、すなわち評価制度であって、それが欧米流の言い方をすればプログラム、プログラム化されている制度です。日本の場合の制度というのは、厳密な意味でのプログラム化の欠陥

があるからうまくいっていないわけです。ですから、課題そのものの成果を評価するのではなくて、課題を展開する、そのシステムを評価するというのは、結局制度を評価するということになるのでしようというのが私の言い方なのです。

だから、課題というふうにしてしまったら制度が見えないじゃないですか。その上はすぐ施策にしてしまうと、またこれは飛躍があり過ぎるのです。個別の制度がたくさんあって、それらを取りまとめて施策という形になっているわけですね。ですから、今、やはり評価を改善しなければいけないのは、制度を改善するということに問題があるのです。これはもう、我々はたくさんの事例を知っていて、どういうふうに制度が悪いかということはよくわかっています。だから、それをもう少し意味のある制度にしてほしいというのが願いです。

【本席議員】私は大体、この先駆的という、先ほど原山先生が言われた、やはりこれをやる時に価値観が入ると思うのです。どういう評価がいいのかと。つまり、評価は何のためにやるかということ、評価が次の施策、あるいは何かに影響されて生かされて、それが次のステップとしてよくなるということが一番意味があるわけで、日本における最大の問題は、評価をいくつもやっても役所は聞きっぱなしで、もう勝手にやると。これが定着しているということが最大の問題なのです。だから、役所に選ばせて先駆的といったら、それは全然考えないと思うのです。だから、やはりどういうケースで評価が活きた具体例があるのかと、それを僕は一番こちらとしては価値観を持っていい評価だと。それはどういう形でやったらそうなったのかと、そういうことを言ってくると僕は意義があると思うけれども、いかに短時間でこうできたかとか、そういうことは余り意味がないような気がします。

【奥村会長】ありがとうございます。

【笠見委員】今、この専門調査会の切り口は、あくまでも評価システムを改革するということの切り口になるわけだから、皆さんの問題意識はよくわかるけれども、最後はそこに行くわけで、なるべく早くそこに行きたいなと思っています。先ほどから言っているように、最後のページにある研究開発の目標の設定がされた評価システムがしっかりと構築されているかということも含めてやるわけで、結果の評価だけではないわけです。ですから、当然それはどういう制度なのかということに結果としてははね返らざるを得ない。入り口はここでも、ねらいはそういうところまで行くんだという認識でやるということが非常に重要だと思います。

【古川委員】平澤先生は、もう長年こういうことを経験されていて事例もご存じですし、お考えも明確にあると思うのです。ですから、提案ですけれども、

ヒアリングをしながらいろいろなプロジェクトのパターニング、あるいは評価モデルができれば一番いいと思いますが、それと並行して、この3カ月ぐらいの間に、一度、平澤先生に、制度、あるいはプログラム、施策上の評価の問題点は何かということをもとめてお話しただければ、それが次のところにつながっていくのではないかと思うのです。やはりそういうふうに、最終目的にある括弧書きの「改めて検討を行う」ということですが、改めてというよりも、当然そこに帰着することになるわけですから、それに向けて我々の検討方針、スケジュールを決めていった方がいいのではないかと思います。いかがですか。

【奥村会長】ただいまのご提案、いかがでございますか。まず平澤先生のご意見を伺いたいと思います。

【平澤委員】何かお役に立てば、できるだけ協力はさせていただくつもりでございます。

繰り返しになりますが、課題の評価というのは多くはファンディング機関の中で行っているわけで、ファンディング機関は個別の課題を一つ一つ別々にやっているのではなくて、ある制度のもとで行われているわけです。その制度のつくり、あるいは制度の位置づけのバランス、こういうところに問題があるから非常に偏っているわけです。ですから、そういうところを視野に入れながら議論をしていくというのが真っ当ではないかなというふうに思います。今の時点で言えばです。

【奥村会長】ありがとうございます。そういうことで、平澤先生には、今の古川先生のご提案に沿って、また後ほど具体的にご相談させていただくというところでよろしいですか。ありがとうございます。

【原山議員】同じ方向の意見ですけれども、やはり既存のデータというものを活用しなくてはいけなくて 既存のデータとして、数年前に振興調整費を用いて研究開発評価についてのプロジェクトが実施されたのです。その結果というのも余りフィードバックされていないので、その辺も一回見て、使えるものは使って、活用しながら状況把握してはいかがでしょうか。

【奥村会長】ありがとうございます。事務局、よろしいですか。

【川口参事官】はい。

【奥村会長】ただいまいろいろご意見をいただいた中で、前回にも申し上げましたように、やはり開発にかかわる予算の大きい機関としては文科省です。どのプログラムにするかということはこれから詰めますけれども、文科省のプロジェクトは対象として挙げていくことになると思います。具体的には、ヒアリングはこの場、評価専門調査会で実施しようと思います。前は確かワーキンググループということをお願いしたと思いますが、大変タイトな時間になると

思いますけれども、是非ご協力をお願いしたいと思います。日程は改めてご連絡することになると思います。

事務局、そういうことでいいですか。現在、日程は決まっていないですね。

【川口参事官】スケジュールは、現在、調整中でございます。

【奥村会長】本日いただいたご意見、ご議論については、今後、具体的なヒアリングの中で是非詰めていきたいと思います。

それでは、最初の議題は以上とさせていただきます。

「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」の評価
について（議事２）

【奥村会長】引き続き、第２の議題に移らせていただきます。第２の議題は「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」の評価についてということですが、

本件につきましては、平成１７年の秋に事前評価を行い、評価結果を関係大臣に意見具申しております。また、昨年１０月にフォローアップを行っておりまして、概念設計が終了した後、速やかに評価を実施することとしております。本日は、この研究開発機関における概念設計終了の見通し及び文部科学省におけるその評価が５月末との見通しが得られているということから、この評価専門調査会における本件に関する今後の進め方についてご議論をいただき、皆様方の同意を得たいというのが第２の議題です。

それでは、初めに事務局から説明させていただきます。

事務局から、資料３について説明が行われた。

【奥村会長】どうもありがとうございました。

本件につきまして、これからの進め方についての案ですけれども、ご質問、あるいはご意見をいただけたらと思います。

【土居委員】前回及び前々回の検討会で座長をしましたが、いろいろとそのときに問題が起きたのが、基本的に委員の方々に守秘義務を課することができないということにして、その守秘義務を課さないとある程度以上の詳細にわたる内容を聞くことができないという事態が起きたわけです。したがって、構成メンバーの選出、あるいは選任の方法にもよると思うのですが、今回、守秘義務を課するというような、そういうような検討会にするということにはできないことなのではないでしょうか。難しいことなのではないでしょうか。難しくてもできることなのではないでしょうか。

【川口参事官】今、土居先生からご指摘ありましたように、フォローアップの

際に一番問題になりましたのがその点でございます。フォローアップの際には、結果として、やはり作業の遅れ等がありました。作業の遅れというのは、理化学研究所等における検討作業が若干遅れていたということがありまして、結局幾つかの点が先送りになったということがあったわけです。概念設計が終了した時点ではそれは明らかになりますということでしたので、結局、微妙な点についても若干はっきりしない形で終わってしまったということがありますが、今度の評価は、概念設計が終了するというところで、そのタイミングで行うわけでございますので、まさに結局どういうことになったのかという、もうはっきりさせなければいけないタイミングなわけでございます。したがって、ある程度具体的な姿というものを見なければ評価はできないのではないかと考えております。

この中にも書きましたように、一から総合科学技術会議が評価を行うということではなくて、文部科学省が概念設計についてはしっかりと評価を行うということになっているわけですので、こちらの方では改めてもうゼロベースで行うということではなく、文部科学省でどういう評価をしたのかということを中心に聞き取っていくことになろうかと思うのですけれども、その際にも、文部科学省の方で行う評価、それがどういうファクトに基づいてどう判断したのかということをお聞きしないと、それが妥当なのかどうかという判断ができないということになるわけですので、やはり今の守秘義務というお話はありますけれども、見せていただくべき情報というものは見た上で評価ができるようなやり方というものを考えていかなければいけないというように考えております。

【土居委員】ということは、守秘義務を課すことができるということですか。課すことできないと、大きく分けて2つの点で　　といたしますのは、前回にも出ましたが、要するに理化学研究所とメーカーとの間の関係及び国益という点の2点から、守秘義務を課すことができないと、あるレベル以上の内容は出てこないということになり、みんなフラストレーションがたまった上で、何を評価するのだというような話が前回も出たわけですが、そういうようなことがもっと細部にわたるわけですから、難しいのだろうと思うのです。ですから、守秘義務を課すということが望ましいのですが。

【川口参事官】ただいまのご指摘にこたえていきたいと思っております。

【奥村会長】要するに、実質的な評価ができるような仕組みでやりなさいというのが土居先生のご主張と思っております。

【オブザーバー：文部科学省】文部科学省情報課の星野でございます。オブザーバーでございますが、現状の私どもの認識について一言申し上げたいと思っております。

今の資料3の、ちょうど3ページ目のところの最後の3項、その他留意事項

といったところでも書いていただいていますとおり、非公開とすべき資料のある場合には、その取り扱い、それから議事録等について配慮いただけるということでございますので、私どもといたしましては、非公開とすべき資料、あるいは秘密扱いとすべき資料も含めて、可能な範囲で情報をお出しした上で評価を受けたいというふうに考えてございます。その守秘義務云々については、これはいわゆる国家公務員法に基づくような、国家公務員法第100条の守秘義務みたいなものが果たして専門委員の先生方にかかるかどうかといったところが一つ論点かとは思いますが、それにかかわらず、私どもとしては、これは非公開にさせていただきたいという前提条件のもとで情報を極力出すといったような方針で臨みたいというふうに考えてございます。

国家公務員法上の守秘義務にかかる、かからないにかかわらず、万が一、もし何らかの形で企業秘密に該当するものが世の中に出て、それによって企業の側で何らかの損失を被るといったような場合になれば、これは国家公務員法にかかわらず、民法上の損害賠償の対象になってしまうということもございますので、そういった意味で、国家公務員法の懲役何年とかありますが、それとはにかかわらず、いずれにしろ非公開とすべき情報については守っていただけるものという信頼関係で進めてまいりたいと、文科省としては現在考えております。

【土居委員】そうは言っても、やはりそれなりの措置ができるものであれば、そのようにしていただく方がよろしいかと思うので、無理であれば、今のような文部科学省のスタンスでもよろしいかと思うのですが、少しご検討いただければと思います。

それともう一つ、言葉使いなのですが、非公開ということと非公表というのがどうも違うようでございまして、非公開とすべきものは、確かに最終的に配慮していただいたという経緯がありますけれども、非公開と非公表が余りにも違い過ぎるといような感じを受けたものですから、その点もやはりお考えいただきたい。要するに、非公開の場でやったものを公表するか、公表しないかということで、会議そのものは非公開であっても公表するのが建前になっているようなのです。したがって、非公開にしているのですから非公表というのが僕は常識だろうとも思うので、その辺もお考えいただきたいと思います。

【奥村会長】事務局、今のご意見に対してコメントありますか。

【川口参事官】特にこのスーパーコンピュータの場合には、先ほど土居先生からお話がありましたNDAの話、それから国家的に伏せておくべき情報ということがありましたので、少し話が特殊ですけれども、一般的にこれまで評価検討会を非公開でやって、しかしながら、議事概要であるとか資料は公表ということやってきておりました。これは、非公開とすることが、そもそも中身

を伏せるために非公開ということをやったのではなくて、評価の後、いろいろと評価といいますか、ヒアリングののちご議論いただく際に、できるだけ闊達なご議論を確保しようということで、つまり第三者が入っていないところで、できるだけ皆さんにご自由にご発言いただくということで非公開ということにこれまではさせていただいておりました。ですから、秘密だから非公開だということで整理していたものではなかったということは、ご理解いただければと思います。

【土居委員】それにしても、自由闊達に行ったあげくの果てのものが全部出ているというのは、やはり私は不思議なものだと思うのです。ですから、非公開というのと非公表というのとは何か結びつけるような方向でお考えいただかないと、やはり具合が悪いのではないかと思うのです。

【笠見委員】土居先生に確認したいのですが、前回の検討会で、検討会自身は非公開でやったと思いますが、重要な資料については後で回収されたように思います。ですから、委員が外にしゃべるなという守秘義務はなかったけれども、重要な資料はそのようにやっていただいて、基本的にいいのではないかと思います。

それと、もう一つは、我々評価専門調査会よりももっと重要なことは、この文科省で実施されるシステム構成の評価です。そこがどうなっているのかの方がより重要です。ですから、そこについて何のコメントもないですが、そこが抜けてしまったら、もうどうしようもないわけで、むしろ文科省の評価の方が重要だということを私は考えています。

【土居委員】文科省の方は、審議会のもとでの会議体ですので、守秘義務を課されています。

【笠見委員】課されているのですか。

【土居委員】はい。科学技術・学術審議会の孫の委員会のもとでやっておりますので、守秘義務が課せられております。

【奥村会長】その守秘義務というのは、先ほどの文科省の説明にあった、国家公務員法の第100条のことですか。

【川口参事官】補足をさせていただきますと、今、土居先生からご説明がありましたように、文部科学省が設置している評価の会議といいますか、検討のための会議でございますが、これは科学技術・学術審議会の下に何段階かあるのですが、その下に置かれている委員会ということで、構成メンバーである検討評価 名称は省略しますが、その委員の方々は、公務員に準ずる形で守秘義務が課せられているという位置づけになっている方々でございます。

ちなみに、この評価専門調査会、この会そのものは、委員の皆様、公務員に準じた形での守秘義務が皆さんには課せられているということでございます。

ただ、私どもの方でこれまで置いております評価検討会の方は、正式な発令行為を行って置いている方々ではないということで、公務員に準ずる守秘義務が自動的にかかるという位置づけにはなっていないものでございますので、そこに守秘義務を課していく必要があるのではないかとのご指摘を土居先生がなされているということだと思います。

【平澤委員】今の問題は非常に深刻でして、あるファンディング機関で40数億かけたプロジェクトの評価、事後評価ですけれども、結論として不合格になったのです。それは、情報が漏れると困ると言って、実施者側が詳細を明かさなかったわけです。それで評価できないから不合格ということになったわけです。その不合格をどう扱うかというので大分議論をしましたが、ですから、文部科学省でお考えのような、できるだけ情報公開して云々という、それは、そういう意図をお持ちだということは非常に結構だと思うのですけれども、現実の問題として、やはり企業行為の中でそういう事例が既に発生しております、こういう点も含めて、私はやはり国家公務員法の守秘義務に相当する何らかの罰則がかかるという形にならないと、企業の方は安心なさらないのでないかというふうに思います。それだけの情報量をやはり提供されると、そうお考えになるべきだろうと思います。

【奥村会長】ありがとうございます。

【古川委員】今のことに関連しての質問ですが、私の理解が間違っているのかもしれませんが、少なくとも今回の課題について言えば、これだけのAからDまでの個別の技術課題に対して評価をできる人というのは、その道のある意味での専門家です。そうすると、その方が評価をするとすると、その人の評価者としての責務と、それから利益相反の問題というのが必ず引っかかってくる。そういうことから、私は、こういうプロジェクトの中で評価を受けるという段階には、参加しているメンバーは、既に特許申請等、知的財産処理を事前に済ませているという前提だと思っていました。そして、そこで済んでいないノウハウ等についてのみ守秘義務を課すとか、そういうようなことにしていかないと、本来はシステムティックにできていないのではないかと、できないのではないかと。私はそう考えていましたけれども、今の問題ですと、まだ特許申請等が済んでいないようなものまでも評価者の前にさらけ出してしまうのでしょうか。そうすると、それは相当問題です。その辺の取り扱いが、私は具体的にわからないのでお伺いしたいと思ったのです。

【奥村会長】今のご質問に対して、ここで評価する前に詳細を文科省の方で先に評価するので、今の件に関しては同じ問題だと思うのです。文科省、何か今の問題にコメントはございますか。どういう取り扱いにするのか。

【オブザーバー：文部科学省】文部科学省の方の評価作業部会につきましては、

先ほど川口参事官の方からご説明がありましたとおり、国家公務員法上の守秘義務が課せられているという罰則を改めて確認する形で委員の先生方に発令を
してございまして、それを前提に、そういったNDAを結ばなければ出ないよ
うな情報も含めて技術的な評価をいただくといったような手順になってござい
ます。したがって、作業部会そのものも必要に応じて完全非公開、それか
ら非公開の会議の場合は、資料についても一切外には出さない。そして、会議
の結果については要旨のみ公表といったような扱いで行ってございます。

以上でございます。

【奥村会長】どうもありがとうございます。

そういうことで、本件に対して、この専調の検討会でそれ以上の情報開示を
求める場合には、先ほどの土居先生のご指摘のような守秘を課するような方向で、
やはり枠組みをきちんとしておかないと、文科省の今の守秘の厳しさと整合が
とれなくなるおそれが出てくるということだろうと思います。ですから、評価
専調の中でどういう扱いができるのか、これは一度検討させてください。

【土居委員】是非お願いします。

【奥村会長】そのほかに何かございますか。

【久保田委員】スケジュールのことでお伺いしたいのですが、昨年10月のこ
のフォローアップのときには、かなりまだ問題があるというような意識だった
と思います。それが恐らく解決されてきて、概念設計が進んで、それでシステ
ム構成案に移るといった段階かなと思っております。ですけれども、その概念設
計が出てきてからシステム構成案の決定まで1カ月、2カ月ぐらいですね。こ
こでかなり具体的なことをやらなければいけないのではないかと思うのです。
そうしますと、昨年フォローアップのときに問題になっていたようなことが、
その間に解決されつつ、それでシステム構成案がつくれるところまでスケジ
ュール的に進むのでしょうか。中身がわからないまま質問しておりますけれど、
その辺はいかがでしょうか。

【奥村会長】実は私ども、具体的な中身は聞いていませんが、文科省の方で、
評価を含めて5月末までに検討を終えるというふうに聞いております。それを
前提に今回の進め方をご議論いただいておりますので、それはご理解いただきた
いと思います。

【川口参事官】少し補足をさせていただきます。

今、会長からお話しいただきましたとおり、5月下旬に概念設計の関係の一
連の作業が終わるという前提でこのスケジュールを立てております。今の段階
でこれがさらにまた遅れることを前提に考えるのは非常に不相当だとは思いま
すけれども、こちらの方でヒアリングの対象となるべきものを出していただけ
る状況にならなければ、やろうにもできないということになりますので、そこ

はどうしても作業の進捗に依存せざるを得ないというものであるということをご理解いただければと思います。

【久保田委員】決して遅れた方がいいと言っているわけではありませんので、スケジュールは早く進んだ方がいいと思っております。

【奥村会長】ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【本庶議員】以前お伺いした際は、このアプリケーションとしてはかなりライフサイエンスということが念頭にあるというふうにお聞きしておりましたので、文科省の評価、それからここでの評価の委員の方には、是非そういう専門家をに入れていただけたらと思います。

【笠見委員】今のご意見と同じ考えですが、以前から問題になったのは、概念設計をしっかりと行うということと同時に、グランドチャレンジアプリケーションをもっと明確にしてほしいということなので、そのグランドチャレンジアプリケーションについて2つあると言われたうちの1つがそれで、そしてもう1つはナノデバイスで、コンピュータ屋さんだけではなくて、そういうことを研究をしている人たちの誰かがその中の検討会の中に入ってくるのが、非常に重要だと思います。

【奥村会長】そのほか、ご意見ございますか。

【原山議員】先ほどの評価システム改革の議題に戻りますが、まさに今の議論になっている利益相反のマネジメントの問題、あるいは情報の取り扱いに関しては、個別のプロジェクトの評価の仕方というよりか、もっとメタな話です。そういう意味で、評価システムという視点からも、やはりこういう課題も議論しなくてはいけないのではないかという、もうちょっと広く考えては、というのが私の意見です。

【奥村会長】それでは、ただいまいろいろご意見をいただいたことを念頭に置いて、5月末には文科省の方で評価が終わるということを前提に、この作業を進めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、議題2につきましては以上とさせていただきます。その他、連絡事項、事務局の方からお願いします。

閉会

【川口参事官】それでは、次回の日程ということでございますけれども、4月の下旬以降に設定したいというふうに考えております。現在、皆様のご都合を伺いつつあるところでございまして、またスケジュール調整をさせていただいておりますので、決定次第ご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【奥村会長】それでは、ほかに何か、全体を通してございますか。

【川口参事官】本日のこの配布資料でございますけれども、これはすべて公表ということにさせていただきますので、ご承知おきください。

【久保田委員】全体ではないのですが、質問です。本日の新聞に、スーパーコンピュータをどこに置くか、神戸に置くという記事が出ておりましたが、これはこのコンピュータのことですか。

【奥村会長】そうです。

それでは、本日はどうもお忙しい中、活発なご意見ありがとうございました。閉会とさせていただきます。

- 了 -